

資料提供	
令和5年7月28日	
担当	福祉部障がい福祉課 田川・太田
電話	(0857) 30-8217 内線 7451

精神障害者保健福祉手帳情報の紐づけ誤りの人数等について

(令和5年7月5日資料提供分の統報)

令和5年6月29日、市民の方から「マイナポータルに自分のものではないと思われる精神障害者手帳の情報がある」と問い合わせがあったことを契機として、同月30日17時から精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者手帳」といいます）情報のマイナポータルへの情報連携を停止し、調査・点検していたところですが、紐づけ誤りの人数、原因等がまとまりましたのでご報告いたします。

なお、個人番号、氏名その他個人が特定される情報の流出はありません。

1 紐づけ誤りの人数

手帳番号の重複による紐づけ誤りの人数 485人

2 紐づけ誤りの原因及び内容

鳥取市では、平成30年4月から本市と鳥取県東部4町の精神障害者手帳の交付事務を行っていますが、それ以前に鳥取県が発行していた精神障害者手帳をお持ちの場合も、記載内容に変更がなく有効期限更新欄に余裕がある場合は、そのままお使いいただいているところですが、

今回の紐づけ誤りでは、情報連携のシステム上で手帳情報と本人を紐づける際、鳥取市発行と鳥取県発行を識別する仕様になっていなかったため、これらの手帳番号が重複する場合に同じ者の精神障害者手帳として紐づけが行われ、直近に手帳更新等があった一方に履歴がまとめて表示され、もう一方には履歴が表示されないという事象が発生したものです。

3 紐づけ誤りの影響等

マイナポータルに表示される精神障害者手帳の履歴情報は、手帳番号、交付年月日、返還年月日、再交付年月日、等級コード、有効期間終了年月日であり、個人番号、氏名、生年月日など、個人が特定される情報の流出はありません。

また、紐づけ誤りのあった精神障害者手帳情報の閲覧の状況は、令和5年6月30日の情報連携停止時点までで、以下のとおりでした。

- ・行政機関による情報閲覧：0件
- ・個人によるマイナポータルの閲覧：2件（6月29日に問い合わせのあった方を含む）

4 再発防止策及び情報連携の再開について

今回の紐づけ誤りのあった精神障害者手帳の情報はすべて特定し、紐づけを修正済みです。また、紐づけ誤りの原因となった情報連携のシステムの設定も修正（全件について手帳番号のみの連携から発行者番号と手帳番号の両方を使用した連携に変更）し、今後同様の事態が起こらないよう再発防止を行っています。

なお、精神障害者手帳のマイナポータルの情報連携の再開については、登録データの最終的な状況の確認の後、令和5年8月1日（火）17時から再開する予定です。

5 その他

- ・身体障害者手帳及び療育手帳は、システムの仕様が異なるため、同様の紐づけ誤りは確認されていません。
- ・精神障害者手帳の情報連携の再開後も、身体障害者手帳、療育手帳を含め、厚生労働省からの依頼に基づく障害者手帳情報の紐づけの総点検については、今後も同省などとも連絡を取り合いながら、継続して行っていきます。また、本市においても「鳥取市マイナンバー情報総点検本部」を設置（令和5年7月26日設置）し、全庁体制で連携して各種のマイナンバー情報の総点検に取り組んでいきます。